

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室からの連絡

地方厚生(支)局、国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金
共済組合連盟、日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員共済組合協議会
結核予防会、全日本病院協会、日本総合健診医学会、日本人間ドック学会
日本病院会、予防医学事業中央会、日本看護協会共済組合所管課(室) 御中

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
の1都3県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態
宣言が発出されました。

緊急事態宣言下における各種健診等の取扱いについては、令和2年5月26日付け通知
「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等にお
ける対応について」の「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における
各種健診等の実施について」にお示しておりますので、これを踏まえ適切に対応いた
だくようお願いします。

なお、本通知における「集団で実施するもの」に該当するか否かは、本通知の別紙2
の Q&A にあるように「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断いた
だくようお願いします。

また、実施の判断にあたって、がん検診の必要性については、「がん予防重点健康教育
及びがん検診実施のための指針」に基づく検診が、がんによる死亡率を減少させる効果
があること、肝炎ウイルス検診については、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に
おいて、できる限り早期に受検するとともに、検査結果に応じた受診等の行動につな
がるようにすることが重要とされていることに御留意くださいますようお願いしま
す。

ご参考(令和2年5月26日付け通知)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等
における対応について

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M575034&c=189044&d=6ff5>

○別記関係団体

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M575035&c=189044&d=6ff5>

2020.1.8 付 日本人間ドック学会